

様式第一（第四条第四項関係）

第 年 月 日	
殿	
主 務 大 臣 印	
特定外来生物の飼養等について（許可証）	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16-1-6 年法律第 78-7-8 号）第5条の規定に基づき、貴殿の申請について次の通り許可する。	
許可の概要	
申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
<u>飼養等の目的</u>	
飼養等する数量	
<u>飼養等施設</u>	
許可の有効期間	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第十一条の四関係）

第 号
年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

特定外来生物の放出等について（許可証）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第9条の2の規定に基づき、貴殿の申請について次のとおり許可する。

許可の概要

申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
放出等をする数量	
放出等をする土地又は水面の所在地及び区域	
許可の有効期限	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第十二条関係）

（第1面）

第 号	<u>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</u>
官 職	写真
氏 名	
年 月 日発行	
主務大臣 印	

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

<u>法 令 の 条 項</u>	<u>該当の有無</u>
<u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第1項</u>	
<u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第2項</u>	
<u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第1項</u>	
<u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第2項</u>	

（第2面）

- （備考）
- 1 この証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

~~(表)~~

~~(裏)~~

~~第 号~~

~~特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第3項の規定による身分証明書~~

写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日発行
----	--

~~主 務 大 臣 印~~

~~特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい~~
~~(報告徴収及び立入検査)~~
~~第10条 (略)~~

~~2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。~~

~~3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。~~

~~4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。~~

~~第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。~~
~~一 (略)~~
~~二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者~~
~~三 (略)~~

~~備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。~~

様式第四（第十二条関係）

（第1面）

第 号	
<u>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</u>	
職 名	写 真
氏 名	

年 月 日交付	
年 月 日限り有効	

都道府県知事（市町村長・区長） 印	

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

（第2面）

（備考）1 この証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第五四（第十二七条関係）

(表)

(裏)

第 号
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書
<u>下記の者は、法第13条第1項の規定により、調査を委任された者であることを証明する。</u>
<div style="display: flex; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-right: 10px; text-align: center; line-height: 60px;">写真</div><div><p>事業者名 職名及び氏名</p><p style="text-align: right;">____年 月 日発行 ____年 月 日限り有効</p></div></div>
主 務 大 臣 印

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい

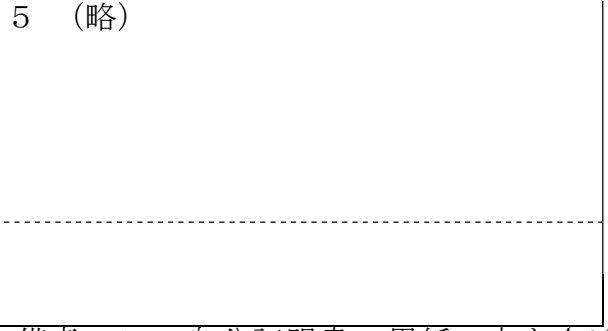
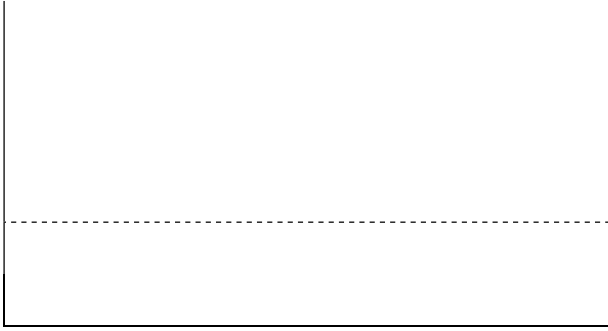
(土地への立入り等)

第13条 ~~主務大臣等は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。~~主務大臣等（第11条第2項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報（当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第11条第1項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 主務大臣等は、その職員に前二項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。



5 (略)

備考 この身分証明書用の紙の大きさは
日本産業規格A6とする。

様式第六（第二十四条第二項又は第二十六条第二項関係）

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

（ _____ 市区町村）

_____ 殿

主 務 大 臣 印

特定外来生物の防除について（確認・認定）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第18条第1項の規定に基づき、貴殿の申請について下記のとおり（確認・認定）する。

記

申請年月日	
特定外来生物の種類	
防除の区域	
防除の期間	
防除の目標	
防除の方法	

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第七五（第二十九条の二関係）

第 号
年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

（消毒・廃棄）証明書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3-2項又は第24条の5第3項の規定により（消毒・廃棄）したことを証明する。

（消毒・廃棄）の概要

輸入品等の消毒又は廃棄を行う場合	積載船（機）名・ 入港年月日	
	種類・名称・産地	
	梱数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
土地若しくは施設の消毒又は施設の廃棄を行う場合	（消毒・廃棄）の 場所	
（消毒・廃棄）の年月日		
（消毒・廃棄）の理由		
（消毒・廃棄）の方法		

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（第二十九条の三関係）

第 _____ 号

年 _____ 月 _____ 日

殿

主 務 大 臣

移動の（制限・禁止）命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第2項又は第24条の5第2項の規定により、下記のとおり要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物輸入品等若しくは物品等又は施設の移動を（制限・禁止）することを命ずる。

命令の概要

輸入品等の 消毒又は廃 棄を命ずる 場合	積載船（機）名・ 入港年月日	
	種類・名称・産地	
	梱数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
移動を（制限・禁止）すべき理由		
移動を（制限・禁止）すべき期間		
移動を制限する場合に移動が認められる区域		
移動の条件		
その他		

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九六（第二十九条の四三関係）

第 号
年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

（消毒・廃棄）命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3-2項又は第24条の5第3項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。

命令の概要

輸入品等の 消毒又は廃 棄を命ずる 場合	積載船（機）名・ 入港年月日	
	種類・名称・産地	
	梱数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）すべき理由		
（消毒・廃棄）すべき期限		
（消毒・廃棄）の場所及び方法		
その他		

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十七（第三十三条関係）

（表）

（裏）

第 号	
この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である	
写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日発行
主 務 大 臣 印	

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい
（取締りに従事する職員）
第26条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第9条の3第1項、第10条第1項若しくは第2項 ~~又は第24条の2第1項若しくは第2項、第24条の2第1項から第3項まで、第24条の5第1項から第3項まで又は第24条の6~~ に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 （略）

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

~~一 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者~~
~~二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者~~
~~三 第24条の2第1項の規定による立入検査若しくは集種を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者~~

一 第10条第1項、第24条の6又は第24条の7第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第10条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
三 第24条の2第1項又は第24条の5第1項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。